

人権に関する三つの法律をご存じですか？

障害者差別解消法（H28.4）

心のバリアも取り除いて、平等に参加したり利用したりできるようにしていきたいですね。



すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会の実現

ポイント



人権尊重の視点

不当な差別的取扱いの禁止
障がいのある人に対して、障がいを理由として不当に差別することを禁止

福祉の視点

合理的配慮の提供
障がいのある人が、障がいのない人と同じように行動したり、サービスの提供を受けたりすることができるよう、周りの人が、過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をすること。

ヘイトスピーチ解消法（H28.6）

外国の人に対する誤解や偏見をなくして、お互いに尊重し合う意識を高めていきたいですね。

特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重し合う社会を築くことを目指しています。

キーワードは『多様性』（ダイバーシティ）と『多文化共生』だね。



ポイント

民族や国籍などの違いを越え、互いに人権を尊重し合う社会の実現

- ☐ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を許さないと宣言
- ☐ 教育と啓発 ☐ 相談体制の整備



おやまし
小山市(R4.10.1)
7,186人(外国人)
167,538人 約4%

部落差別解消推進法（H28.12）

差別情報に惑わされないように、部落差別についての正しい知識を身につけましょう。



部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題であり、決して許されないものです。

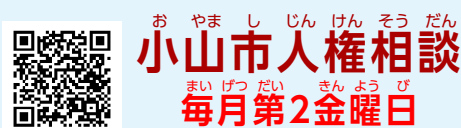
ポイント

この法律のポイントは？

- ☐ 現在もなお部落差別が存在するとの認識が、法律で新たに示された。(第1条)
- ☐ 部落差別は日本国憲法に照らして、「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された。(第1条)
- ☐ 部落差別解消に関する教育及び必要性が明記された。(第5条)

この法律が施行された背景は？

- ☐ 今も残る差別事業
 - ・差別的な文書の送付
 - ・戸籍の不正所得
- ☐ インターネット上の部落差別の問題
 - ・デマや偏見、差別的情報の発信→差別の拡大、悪質化
- ☐ 部落差別の現実に対する軽視、認識不足の広がり



おやまし じんけん そうだん
小山市人権相談
毎月第2金曜日

午前10時～午後3時（予約不要）
小山市役所6階 相談室6B

ごま ひとり なや そうだん
困ったら、一人で悩まず相談を！



まずは、最寄りの相談窓口へ

じんけん かんが
人権についていっしょに考えてみませんか？

おやまし じんけん きょういく
小山市 人権教育

検索



ふれあいと思いやりのあるまち

おやま

『おやまのよい子を育てる大人宣言』をリニューアルしました！

小山市では平成25年(2013)年に小山市いじめ等防止市民会議が『おやまのよい子を育てる大人宣言』を策定しましたが、10年目の節目を迎えた同会議でこれを見直し、『おやまっ子をみんなで育もう！大人宣言』として改定しました。地域の大人の一員として、この大人宣言を心のよりどころに子どもたちとかわっていただけたらと願います。

おやまっ子をみんなで育もう！大人宣言

子どもをめぐる様々な問題の責任を家庭や学校に求めるだけでよいのでしょうか。
子どもたちの社会は、大人の社会を映しています。
家庭・学校はもちろん、地域の大人が子育てにかかわることで、未来を担う子どもたちの健やかな成長につながることはできるはずです。
地域の大人として自分なら何ができるかを考え実践することで、笑顔があふれ、瞳が輝く「おやまっ子」をみんなで育てていしましょう。

- 1 私たち大人は、子どもたちの手本となるよう行動し、
多様性を認め合える差別のない社会を築きます
- 2 私たち大人は、子どもたちのよいところは進んで褒め、
悪いところはどうすればよいか一緒に考えます
- 3 私たち大人は、子どもたちとのかかわりを大切にし、
信頼と絆を深めます
- 4 私たち大人は、子どもたちと心から向き合ったり寄り添ったりすることで、
安心できる環境を整えます



し 市民会議のようす

れい わ ねん がつ にち
令和4(2022)年9月26日
おやまし どうぼう し し 市民会議
小山市いじめ等防止市民会議

小 山 市
小 山 市 教 育 委 員 会

子どもの権利ってなに？

こんなことはありませんか？

怒鳴られたり、叩かれたりしている。

「ばい菌コロナ」と言われていじめられている。……仲間はずれにされている。

健康に大事な医療を受けさせてもらえない。

悩み

自分の意見をまったく聞いてもらえない。大人が勝手に決めつけてしまう。

困っていること、悩んでいることを聞いてもらえない。

勉強したいのに、何もさせてもらえない。

わからないことばかり。誰も説明してくれない。

遊ぶりたいのに、何もさせてもらえない。

不安

子どもの人権は認められていますか？

大人の権利とは違うのかな？

どんなことがあるのかな？

『子どもの権利条約』には大きく分けて4つの原則があります。

子どもにとって最もよいこと

いのちをまも 命を守られ せいちょう 成長できること

さべつ 差別のないこと

いけん ひょうめい 意見を表明し さんか 参加できること

『子どもの権利条約』は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。子どもを、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。また、障がいのある子ども、難民や少数民族の子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。日本は1994年に批准しました。

もしかしたら、子どもたちはいろいろなことが気になっていたり、困っていたり、悩んでいた、不安が強くてイライラしているかもしれません。そんなとき、気軽に相談できる人、話をよく聴いてくれる人、アドバイスをもらえる人が必要です。例えば、家族や友達、担任の先生や保健室の先生、スクールカウンセラー……などどんな方が思い付きませんか？子どもたちにとって信頼される大人になり、一緒に考えられるといいですね。

大人のみなさんへ

子どもの権利が守られる社会を目指して……

＊子どもの意見に耳を傾けましょう。

＊子どもの小さなSOSもキャッチできるようにしましょう。

＊すぐに解決できなくても、子どもと一緒に考えていく姿勢をもちましょう。

ポイント

安心感

出典・参考資料：下都賀教育事務所ふれあい学習課『子どもとのコミュニケーション』 朝倉地区人権啓発情報センター（福岡県朝倉市）資料『話してみよう！伝えてみよう！子どもの権利のお話』 愛媛県東温市人権教育資料『外国人と人権』『同和問題と人権』 日本障害フォーラム『障害者差別解消法ってなに？』 栃木県人権教育指導者専門研修資料『ロールプレイ「きょうだいの争い」』 日本ユニセフ協会『子どもの権利条約』 栃木市HP『人権に関する三つの法律（人権三法）をご存じですか？』

子どもとのコミュニケーション

ロールプレイ「きょうだいの争い」

家庭内での日常の場面です。きょうだい2人と保護者とのかわりかかわりのようすが、こちらを読んでどのように感じますか？ロールプレイ（役割演技）をしてみると、気になるところがより見えてくるかもしれません。

子どもA：おもちゃで遊んでいる。

◇役割…子どもA（年下） 子どもB（年上） 保護者

子どもB：ふざけておもちゃを取り上げる。

子どもA：泣く。

保護者：「何やってるんだい？取ったらいけないでしょ！」

「お兄さんはがまんするものよ。返してあげなさい！！」

と言って、子どもBからおもちゃを取り上げ、子どもAに渡す。

子どもB：「なんでお兄ちゃんだからってがまんしなくちゃいけないの？」

と言って、いじけるそぶりを見せる。

保護者：「わかったよ。じゃあ（子どもAからおもちゃを取り上げて）、

はい。これでいい？」と言って子どもBに渡す。

子どもB：笑顔になる。

子どもA：泣く。

子どもの成長につながるかわり方は？

子どもにとって最もよいと思うのはどんなこと？

子どもにとって最もよいと思うのはどんなこと？

差別はないでしょうか？

ポイント

子どもにとってどんなかわり方をすればよいのか？迷ったときには、『子どもの権利条約』の4つの原則に基づいて考えてみると、答えが見つかるかもしれません。また、下記の『聴くPOINT』『言葉かけPOINT』も、ぜひ参考にしてください。子どもたちのいい顔が浮かんできますね。

聴くPOINT！

POINT 1 うなずいたり、あいづちをうったり

「うん、うん」「それで～」「なるほど」
自分は親に受け入れられていると感じます。大きくなっても、話を聴いてくれる親に真っ先に相談しようという気持ちにつながります。

POINT 2 キーワードを繰り返す

「〇〇なのね」「□□なの？」
子：「いつも親が自分のことをわかってくれている」
「自分は認めてもらえている」
親に共感してもらえているという安心感から自己肯定感が高まります。

言葉かけPOINT！

POINT 1 チクチク言葉ではなく、ふわふわ言葉で

子どもの気持ちに寄り添ったあたたかな言葉が「ふわふわ言葉」です。ふわふわ言葉は子どもの「自己肯定感」を高めます。

POINT 2 結果よりも、プロセス重視

「いい結果が残せてよかったね。」よりも「これまで本当にがんばってきてよかったね。」結果だけでなく頑張りも認めてもらえたといううれしさが感じ取れます。「これまでがんばってきたことを認めてくれていたんだ。」→次へのエネルギーになります。

POINT 3 質問してみる

「その時、どうだったの？」「それで？」
子どもは興味をもって聴いてもらっていると感じます。

POINT 4 気持ちを想像して

どんな気持ちでこの子は私に話をしているのか？なぜ私にこの話をしてくれているのかな？声に耳を傾けるのも大切ですが、一生懸命話をしている子どもの心を想像してみましょう。

POINT 5 最後まで

途中で親の考えを伝えたり、子どもの話を否定したりして、話す意欲をくじかないようにしましょう。忙しいから、面倒だからといって、親が簡潔にまとめて話を終わりにしないようにしましょう。

POINT 3 ほめるよりも、感謝

子どもが人の役に立つ喜びを感じ取るくらいになったら、感謝の言葉を意識して使うとよいでしょう。「ありがとう」「とても助かったわ」という言葉は、誰かの役に立てた喜びを感じ取ることができる言葉で、自己有用感が生まれます。

POINT 4 “あい”メッセージを

“あい”手の気持ちに共感し、“I（わたし）”の気持ちを伝えましょう。「よかったね」「やったね」「わたしもううれしいよ」「あなたが楽しそうだと、わたしも楽しい」注意したいこと、直してほしいことにも有効です。「悔しくて、〇〇くんに嫌なことと言ってしまったのね。もしその言葉を言われたのがお母さんだったら、悲しくなってしまうな。」